

大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第6回）  
議事要旨

日時：平成 18 年 11 月 15 日(水)14～16 時  
場所：大阪赤十字会館 3 階 302 会議室

1 開会

2 議事

(1)「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方」に対する府民意見の募集結果について

資料1 - 1、1 - 2について事務局より説明

主な質疑

(白倉委員) 自主的取り組みに規制的手法を組み合わせるのが、VOC、化学物質ともに、今回の改正の趣旨だと思うが、規制強化になるのではないかという懸念が今回のパブリックコメント結果からは感じられる。

基本的には自主的取り組みであって、事業者に過度な負担になるものではないということを、条例の運用やマニュアル策定の段階で特に配慮する必要がある。

化学物質でも、PRTR 法と管理指針の関係、さらに VOC が対象物質に含まれるなど複雑になっているので、マニュアル化の段階で中小企業に配慮した対応に注意していただきたい。

資料1 - 2のp.23の意見2-40「化学物質のリスク評価の作業は中小企業には対応不可能」という意見に対する部会の考え方について、中小企業に配慮する趣旨が示されていないのではないか。

(事務局) 事業者の負担の軽減については、部会の考え方(案)に示されているように、指針の解説やガイドブック、各種マニュアル類のなかで、具体例を含め詳細に記載することで支援していくこととしている。

ご指摘のとおり、中小企業においてはリスク評価を実施し、管理体制報告書を作成することが困難な面もあるため、制度案では、管理体制報告書の提出を条例施行後6ヶ月以内としているところを、従業員300人以下の中小企業では、準備期間が必要なため適用を2年間猶予することとしている(資料2のp.7)。部会の考え方(案)では、この点の記載が不十分なので、案文を修正する。

(内山部会長) 同項目の回答でデータベースがいくつか紹介されているが、これらはいずれもハザード情報のデータベースである。

リスク評価のデータベースについても、経産省や環境省、環境情報科学センターなどで既に整備されており、すべてウェブ上で公開されているので、アドレスも含めて追加記載してはどうか。

(事務局) ご指摘のとおり追加記載する。

(尾崎委員) 資料1 - 2の p.25 の意見 3-2 は、VOC 排出量削減と光化学スモッグとの関係についてシミュレーションを行うべきとの意見だが、これに対しきちんと回答できていないのではないか。

(池田委員) ここで、シミュレーションをどのような意味で使われているのかが不明確なので回答は難しい。厳密に言えば、数値シミュレーションは不可能である。

定性的には、これまでの規制をした場合となかった場合を比べて考えた場合、規制がなければ現状はもっと悪くなっていたと言えるだろう。

これは、成層圏オゾンの減少により紫外線量が増加し、また、NOx の排出量がとくにアジア圏で増大していることから、対流圏のオゾン生成が活発になっていると考えられている。このため、従来どおりの VOC 排出量が続いていたとすれば、現在の状況はもっと悪化していたといっていいたいだろう。

部会の考え方では「最高濃度の安定」という表現になっているが、現状では従来の値からあまり変わらないとともに、高濃度時間の減少傾向がみられることから、相対的には従来の規制は効果をあげていると判断してよいだろう。

したがって今後も可能な範囲で、炭化水素類の一層の削減が必要である。

(内山部会長) 定量的なシミュレーションは困難だが、定性的には、いま池田委員にご指摘いただいたような説明により、今後いっそうの削減努力が必要だ、という書き振りではどうか。

(事務局) 定量的な評価は困難ということと従来規制の評価については追加記載する。また、池田委員のご指摘を踏まえ、安定的な状況にあるということが一定程度の改善を示しているという趣旨を加える。

(吉川委員) 資料1 - 2の p.9 の意見 2-10 に対する回答において、届出対象外の排出量を府が推計することは、信頼できる情報の入手可能性を含め検討すべきとあるが、一般家庭については、化学物質を使用しているという認識がそもそも薄いという現状がある。

府で一般家庭における化学物質使用量を推計し、こうした物質を使用することについて、府民への啓発や PR を行うといったことを検討してはどうか。

いい制度を作って量の把握ができて、一般の人は関心もなく生活しているということがないようにしないといけない。

(事務局) PRTR 制度の中では国が届出外の排出量を、一般家庭も含め推計しているが、全ての物質ではなく、信頼できる統計情報が得られたものについて行うという位置づけである。

ご指摘のように、パラジクロロベンゼンのように、届出対象事業所よりも、家庭の方が排出量が多い物質もある。

環境省はこうしたデータをもとに市民ガイドブックを作成しており、府としてもこうした取り組みに学ぶべきと考えるが、府独自で追加した物質について推計・公表が可能な信頼できる統計データの入手が困難な面もある。

府で集計した情報は、できるだけわかりやすいかたちに加工したうえで広く公表すべきと考えており、そうした趣旨を考え方に追記する。

(臼倉委員) PRTR データについては、環境省が取りまとめた情報を大阪府が加工して

公表しているということか。

(事務局) 環境省は、届出による排出量と移動量、並びに、届出外排出量の推計値について、全国と都道府県別の総量などを公表している。大阪府は、環境省から提供されたデータや国から示された排出量の推計方法を基に、排出量等を市町村別に集計又は分配した結果を公表している。

(内山部会長) 推計方法が年毎に変わっているのが比較が難しいが、一般家庭からの排出量の増減は、ここ数年でどうなっているか。

(事務局) 環境省は毎年推計方法を改良しており、公表に当たっても、経年データを比較するような評価には使えないとしているため、我々も、そのような視点でデータ解析を行っていない。

(内山部会長) 化学物質は事業所だけの問題ではなく、自動車や一般家庭からの排出も重要であるため、啓発は重要である。一般家庭からの推計データの整備、改善も進んでおり、今後は経年比較が可能ようになってくるだろう。

(2)「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について(第1次報告)」について

資料2、3について、事務局より説明

主な質疑

(尾崎委員) 化学物質対策で代替物質への転換を行った場合、届出のどこをみたらそのような内容がわかるのか。

(事務局) 新しい届出制度の中では管理改善報告書が用意されており、そのなかで目標、実施計画、進捗状況を記載することになっている。

例えば、「より有害性の低い物質への代替」が目標として挙げられていれば、それによって届出年度にどれくらいの代替が進んだかが進捗状況に記載されることになる。

ただ、どのような物質に代替されたかは、企業のノウハウに触れる部分もあり、非公開情報になるという可能性もあるだろう。

(尾崎委員) 替わった物質が報告対象のリストにあるかどうかで扱いが大きく異なる。物質代替は進んだが、我々には分からない報告外の物質が増えただけという結果もありえるのではないか。

(事務局) 適正管理指針の中で、物質代替にあたっては、事前にリスク評価をしてもらえようという趣旨を盛り込む必要があると考えている。

ただ、管理改善報告書の中で、代替物質のリスク評価についても詳細な報告を求めるべきかは、まだ検討が必要と考えている。

ご指摘のように、代替物質についてまったく不明というのは問題なので、PRTR制度で行われているような、企業が情報秘匿という前提で国に物質名の届出を行い、国は個々の物質名ではなく、大くりの分類でそれを公表するといった手法は、本制度でも可能だと考える。

(内山部会長) 確かに、物質代替を行う場合にはPRTR対象外の物質に替えるというケースが多い。このため、実際にはゼロになるのではないが、報告書上はゼロになっているということはある。今回の管理指針でも事情は同様だろう。

(事務局) 管理指針のリストに入っていない物質に転換した場合は、そういうことになる。

ただ、管理改善報告書における対策の内容として、物質代替にあたってどのような物質に替えたのかを、企業秘密に触れない範囲で記載いただくことは可能と考えている。

(尾崎委員) 心配しているのは、最初は問題ないとして代替した新しい物質が、数年後にやはり問題があった、となるケースを見ているからである。事前にきちんと調べられていればいいのだが。

(臼倉委員) 「公表しない」としているパブリックコメントの意見への対応はどのようなのか。

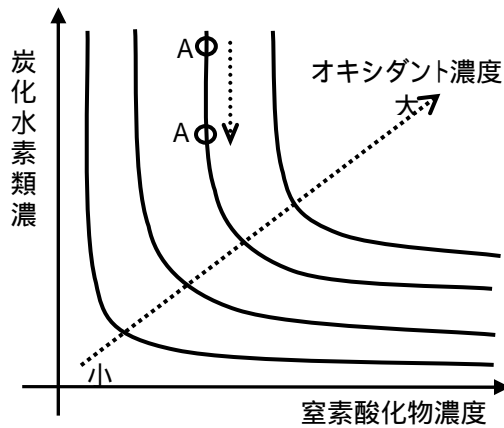
(事務局) パブリックコメントは、意見に対して個々に回答しないことなどを募集段階で明記している。また、「公表しないこと」としている意見に対しては、事務局から提出した方にその旨の確認をしている。

(内山部会長) 第1次報告案については、大きな修正はなく了承ということではよろしいか。

また、パブリックコメントの結果については、本日も指摘いただいた点を踏まえ、修正の確認を個別に行うということではよろしいか。 各委員了承

(池田委員) 資料1 - 2の p.26 のシミュレーションに関する意見への回答について、補足説明をしておきたい。

例えば、大阪湾周辺地域といったある程度広い地域を閉じた領域であるという前提条件をおけば、チャンバー実験の結果等から、NO<sub>x</sub>と炭化水素及びオキシダントの濃度は、概念的には下図のような関係にあると考えられている。



例えば、NO<sub>x</sub>の濃度が変わらない状態で炭化水素を減らしたとしても(A → A'), 結果的にはオキシダント濃度はほとんど変わらないということになる。

過去に VOC の削減が進んでも、オキシダント濃度にあまり変化がなかったのは、このような直線に近いところにあったと考えられるが、将来さらに VOC が減れば NO<sub>x</sub>濃度が同じでもオキシダント濃度は減少する。また、VOC と NO<sub>x</sub> の双方が同時に削減されれば、オキシダント濃度が減少してくる。

実際には、これに外部からの移出入要素もあるため、境界条件の設定により、シミュレーションの結果や信頼性は大きく変わってくる。「シミュレーションができていないのはおかしい」というのはもっともな意見ではあるが、現実的には難しい。

また、大気中の炭化水素類は最終的には炭酸ガスと水になるが、NO<sub>x</sub>等との反応により、途中で有害な PAN やアルデヒドを生成するため、これらの発生をできるだけ抑制するためには、炭化水素類の削減を図る必要がある。

(内山部会長) 今の説明の趣旨を、分かりやすく資料1 - 2に盛り込んでいただきたい。

(3) その他

第一次報告の取扱いについて、事務局から説明

- ・ 本日の第一次報告(案)に所要の修正を施したうえ、11/21(火)の第32回大阪府環境審議会で部会長より報告していただく。
- ・ 審議会で了承されれば、知事に答申される予定である。

エチレンオキシドの規制内容の検討スケジュールについて、事務局から説明

- ・ 2006年度内に部会を開催し、規制内容(基準、対象施設、経過措置)の案を審議
- ・ 2007年4~5月にパブリックコメントを実施
- ・ 2007年5月下旬に部会を開催し、第二次報告をとりまとめ
- ・ 2007年6月頃の環境審議会に第二次報告を報告

主な質疑

(内山部会長) 医療業を規制対象業種として追加することを検討、ということだが、これはエチレンオキシドに関してだけなのか、それとも他の物質も対象とするのか。

(事務局) 滅菌ガスについては、エチレンオキシド以外にも条例有害物質であるホルムアルデヒド等が利用されている実態もあり、これらについても同時に規制対象とするかどうかも含め、今後検討していく。

3 環境管理室長あいさつ

4 閉会

以上